

第4回林政審議會国有林部会
議事録

林野庁経営企画課

第4回林政審議会国有林部会 議事次第

日 時：平成23年4月21日（木）15:30～17:30
場 所：農林水産省第3特別会議室

1. 開会

2. 挨拶（林野庁長官）

3. 議事

○第3回国有林部会において有識者から出された意見を踏まえた議論

4. 閉 会

○経営企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第4回林政審議会国有林部会」を開催させていただきます。

経営企画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、委員7名中、現在6名の委員に御出席いただいております。当国有林部会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の国有林部会は成立しております。

また、前回に引き続き、専門的な立場から御助言をいただくため、2名の先生方にもお出でいただいております。

加えて、林政審議会の藤野委員にもオブザーバーとして御出席をいただいておりますので、御紹介申し上げます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○岡田部会長 それでは、ただいまから国有林部会を開催したいと思います。各委員の多くの方々は審議会本審からの引き続きで、本当にお疲れのところだとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、皆川長官から御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○皆川長官 お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございます。

今日も前回に続きまして国有林の在り方についての御議論ということでございまして、前は多方面の参考人の方々から御意見を賜ったわけでございます。例えば、都道府県行政の立場、森林、林政の専門家の方、素材生産業ということで、いわゆる国有林のフィールドで実際に林業生産をされている方、木材産業の方々、更には、私どもの職員の意見を代表するという形で林野労組の委員長の方ということで、いろいろ多方面の御意見を賜ったわけでありまして。現状どうなっているのか、また、そういった御意見に対して、私どもとしてどうまとめるべきかといったことについての議論をお進めいただくということで、今日は資料もつくらせていただきましたので、それに基づきまして、是非活発な御議論を賜れば大変ありがたいと思っております。

また、今日の午後からの本審議会でも、森林・林業基本計画の中でもいろいろな御議論をいただいておりますが、今回の国有林の制度改革というものも、大きく言いますと、森林・林業行政全体をどうするかという中にしっかりと位置づけていくべき内容ということではないかと思っております。そういう意味で、森林・林業の政策全般の方向ともよく連携を取らせていただきながら、今後とも議論を進めさせていただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○岡田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、御案内の議事を進めたいと思いますが、その前に、今後の国有林部会のスケジュールについて、経営企画課長から御説明がございます。

○経営企画課長 それでは、今後の進め方につきまして、本日お配りしている資料の中に参考1というものがございます。それをお開きいただければと思います。「林政審議会国有林部会の今後の進め方」でございまして、1月28日に第1回、2月8日に第2回、4月14日に第3回ということで、

先日は参考人の方から御意見を伺ったところでございます。本日が第4回目でございます。

右側に参考で書いてありますように、4月7日行政刷新会議とございまして、特別会計制度改革に向けた作業の一時停止ということで、今回の東日本大震災を受けて一旦停止するというところでございまして、下のポツに「作業再開のタイミングは震災への対応状況を見ながら検討」という形になっております。

これを受けまして、第5回目につきましては5月20日にこれまでの議論の内容の整理を行います。6回目以降につきましては、書いてございますように、今後の業務の在り方とか、債務返済特会の具体的姿勢についての提示、とりまとめ素案、とりまとめ案ということでございまして、前回までの日程では、ここに日付、月ごとの予定が入っていたわけでございますけれども、6月以降の進め方につきましては、また作業再開のタイミングを見ながら検討させていただきますので、若干時期的に流動的な部分も起きるということでございますので、御了解いただければと思っております。5月20日までは予定どおりやらせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の御案内の議題に入らせていただきたいと思います。本日の議題は、参考人の意見聴取を受けた議論となっておりますが、参考人の皆さんから意見を伺ったというレベルで止まっております。多少の意見交換はさせていただいたんですが、本国有林部会の各委員がそもそもがどのような意見をお持ちかとか、あるいは専門家の立場で更にきちっと議論すべき論点みたいなことも、今日はできるだけ幅広く意見をお伺いしたいと、このように思っております。それにつきましても、前回いただきました意見について、事務局が整理をしておりますので、それを提案をいただいて、それを素材にしながらということにしたいと思っております。それでは、御説明をお願いいたします。

○経営企画課長 それでは「第3回国有林部会において有識者から出された意見」という横紙がございますので、それを見ながら聞いていただければと思っております。

まず、国有林部会の参考人からの御意見を大きな項目ごとに分けまして、それをくくって意見をとりまとめた形にしたものでございます。参考人の方、個人個人の整理ではなくて、項目に合わせて説明させていただきます。

まず「公益重視の管理経営のより一層の推進」という項目の「(1) 国有林の管理経営の方針」でございます。

植木参考人、河田参考人から、国有林については、組織力・技術力を持った林野庁が責任を持って一体的に管理経営すべきという御意見。

それから、河田参考人から、今後とも、公益的機能の維持増進、林産物の計画的供給、産業の振興といった目標の上に立って、企画立案と実行を一体的に進めていただきたい。

続きまして、久米参考人から、国有林はその多くが奥山に存在しており、水源の涵養や土砂流出防備など公益的機能の発揮に大きく貢献していることから、公益重視の管理経営に万全を期していただきたい。

更に、植木参考人から、森林の公益性を維持・向上することにつながるということを基本として木材生産を行っていただきたいということで御意見をいただきました。

それに対しまして、我々の現状を申し上げたいと思います。国有林につきましては、やはり日本最大の日本人のライフラインと考えておりまして、平成10年の抜本改革時に公益性重視への転換を行ったところでございます。これを踏まえまして、国有林は、国土保全上重要な脊梁山脈や水源地域に分布し、水源涵養のほか地球温暖化の防止などの重要な公益的機能を発揮しているということでございまして、国民の安全・安心な暮らしの実現に大きく寄与しており、国（林野庁）が責任を持って一体的に管理経営をしているという現状にあります。

それから、国有林の目標につきましては、管理経営法にきちっと書かれておりまして、国土の保全、その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、そして所在する地域の産業振興または住民の福祉への向上という3つの目標を立てて経営を行っているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。2つ目の論点といたしまして「国有林の森林計画・森林整備のあり方」について御意見をいただきました。

まず、植木参考人から、国有林の計画について、資源管理について、より一層の高度化を図るべき。それから、よりきめ細やかな経営計画とするなど計画事項の高度化を図るべき。更に、P D C Aサイクルを採用し、評価システムを確立すべき。それから、P Iの導入・促進等により、地域住民の声・意見をより一層反映すべきであるという御意見をいただいたところでございます。

現状といたしまして、地域や森林の現況に応じまして施業の方針を定めているということでございまして、これについては、管理経営の指針であるとか、施業群等をきちっと定めてやっているところでございます。

それから、伐採面積の縮小であるとか、モザイク的な配置に努めておりまして、尾根筋等には保護樹帯を積極的に配置しているという状況にあります。

更に、計画の策定に当たりまして、過去の実績の分析に試行的に取り組んでいる状況であります。

加えて、地域から早期に意見を聴取する取組みを進めているところでございまして、森林計画自体は事前に地域への説明会を行って、その意見を反映しながら行っているということでございます。

続きまして、長池参考人から、人工林すべてで木材生産機能を追求することは合理的でなく、奥山で公益的機能の発揮が強く求められる場合は、針広混交林化や広葉樹林化を進めるべき。2つ目に、木材生産が可能な森林においても、生物多様性など、他の機能をできる限り損なわない配慮をすべき。それから、国有林は公の森林として新たな森林管理のモデルを示していくべきという御指摘がございました。

これにつきましては、御指摘のとおり、立地条件に応じて、針広混交林等の育成複層林や天然生林への誘導を進めている状況でございます。

更に、溪畔林等の保護樹帯を整備・保全することによって、人工林の中に天然林等の配置を進めることについては、現在検討の段階に至っているところでございます。

更には、適切な森林施業の実施によりまして、モザイク的な林分配置、森林の連続性を定量的に

あらゆる手法の開発に取り組んでいる状況でございます。

続きまして、植木参考人から、森林の機能はさまざまな機能がありまして、1つの機能に着目したように見えるゾーニングは個人的には好ましくない。ゾーニングをするのであれば国民にわかりやすい説明で、簡単なものとすべきだという御指摘がございました。

これにつきましては、現状では、民有林と共通の3区分に加えまして、より細かくということでございまして、水土保持林を水源涵養タイプと国土保全タイプ、森林と人との共生林を自然維持タイプと空間利用タイプというふうに分けておりまして、現在のところは5タイプに分けてゾーニングをしているという状況になっているところでございます。

それでは、3ページをお開きください。更に、久米参考人から、国と県が素案の段階から連絡・調整を行って、民・国でより一層調和した森林計画を立ててほしい。

それから、吉田参考人から、地域の自然状況を踏まえ、一律に長伐期施業にするのではなく、また定性間伐施業を採用することも考えていいのではないかと御指摘をいただいたところでございます。

これにつきましては、早い段階から署単位で市町村の要望を把握することをいたしているところでございますが、更には、法定の相互の意見聴取に加えまして、何回もいろんな場で会う機会がございますので、そういった会議等で連絡調整を事務的に行っている状況でございます。

それから、吉田参考人の指摘に対しましては、公益的機能の維持増進のため、長伐期施業、複層林施業など、多様な森づくりを積極的に行っているという状況でございます。

更に「(3) 治山事業の推進」についての御意見がございました。久米参考人から、民有林直轄治山事業を継続してほしい。更に、民有林・国有林連携した治山対策を推進してほしいという御意見がございました。

民有林直轄事業につきましては、地元の要望を踏まえてやっております。規模が著しく大きい、復旧に高度な技術を要するなどの大規模山地災害箇所については、都道府県からの要請を踏まえて対応している状況でございます。最近では、山古志村、長岡市がやられました中越地震につきましては、直轄事業で事務所を設けてやっております。更に、宮城北部、岩手南部で起きました内陸地震についても、グランドキャニオンみたいな映像があったと思いますけれども、この修復についても国有林、民有林直轄事業で実施をしているところでございます。

更に、2点目につきましては、17年度から各都道府県を単位といたしまして連絡調整会議を設置しております。治山対策について、民・国の迅速な情報連絡体制の構築を図っているところでございまして、加えて、民有林・国有林の被災箇所が近接している箇所におきましては、一体的な計画を立てまして、民・国連携した治山事業を実施しているということで、国有林と民有林をばらばらにやるのではなくて、連携した取組みを実施しているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。4番目の項目でございますが、「(4) 生物多様性の保全方策・野生鳥獣被害対策の推進」でございます。

まず、長池参考人から、赤谷の森の全国展開と、拡大し過ぎた造林地は天然林化を進め生物多様性を確保すべき。民・国を通じた緑の回廊の設定等を推進すべき。それから、民有林を含めた地域

の生物多様性を確保するため、国有林が核となって生物多様性版の森林共同施業団地の設定を検討すべきという御意見がございました。

これにつきましては、現在、赤谷プロジェクトと同様の多様な主体と連携した取組みを全国で推進している状況でございますが、しっかりとまたモニタリングをしながらやっていくという形で、第2フェーズに入ったところでございます。

それから、立地条件に応じまして広葉樹の導入等を図って、針広混交林等の育成複層林や天然生林への誘導も進めている状況にあります。

更に、緑の回廊の民・国でございますが、これについては、民有林と連携した推進をしているところでございますが、まだ一部に限られておりまして、民有林が入っているのが1か所ぐらいです。それから、都道府県有林が中に入ったのもございまして、そういう意味では、今後、一体的な推進を図っているところでございます。

次の、民有林と国有林の一体的な保全管理を図る「共同管理団地」については、まだ検討の段階でございます。今、森林施業の共同施業団地はどんどんできておりますけれども、この共同管理団地については検討の段階でございます。

それから、民有林と連携しつつ、森林の機能発揮に関してのモニタリングを充実すべきという長池委員からの御指摘がございました。

これについては、民有林と共同で、森林生態系生物多様性基礎調査を現在、国有林として行っているところでございます。

続きまして、溪畔林等においては、林道・作業道の施設を設置する場合、このような公益的機能との調整に配慮した基準を作成すべきということでございまして、この作設に当たりましては、自然環境に配慮したものになるよう、技術基準等を整備してきている状況でございます。今後、主要な尾根筋や溪流等、水辺の森林を保護樹帯として積極的に管理経営を図るため、統一的な施業の基準等の作成については、現在、検討の段階でございます。

更に、久米参考人から、民有林と一体となった野生鳥獣被害対策への取組みを推進ということでございまして、これについては、非常に被害が大きいわけですが、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向けて、地方公共団体、NPO等と連携いたしまして、個体数管理や生育環境の整備・保全等の総合的な対策を推進している状況でございます。九州局、北海道局が先導してやっておりましたけれども、本年は大幅に予算も拡充されておりますので、ほかの局にも取組みを広げるといって計画をしているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。まず、5番目の項目でございますが、「国民への積極的な情報提供」を図るべきということでございます。より一層の民・国連携を図りつつ、森林・林業への理解を得るための積極的な広報・情報提供をお願いしたいという久米参考人からの御意見でございました。

これについては、国有林野の管理運営に関する基本計画の実施状況を毎年公表することになっておりますが、さまざまな国有林の取組みについて、ホームページ等を通じて広報を実施しているところでございまして、以前、国有林の広報は、ホームページを見ても、自分で言うのも何ですが、

スカスカだったんですけれども、大分充実されておりますので、見ていただければよろしいかと思
います。

更には、国有林独自でモニター制度を持っておりまして、一般の市民の方から公募いたしまして
モニターになっていただいて、国有林の取組みを御理解いただいて、その方からまた普及、宣伝を
図るという取組みもいたしているところでございます。

次に、6番目でございます。「その他山村地域の振興等」ということで、国有林は、これまで築
き上げてきた地域の方々との信頼関係を存続していくべき。更には、満期を迎えた官行造林地につ
いて、多大な財政負担を伴うことなく、これまで育ててきた造林地を残していける方策を検討して
ほしいということが久米参考人からあったわけでございます。

国有林そのものは、現状もやはり地域の方々との信頼関係が重要という考えを持っておりまして、
そういう意味で、地域には地元の市町村なり、集落と密接な関係が持てるような形で出先機関を配
置しているところでございます。

更に、官行造林地につきましては、契約でございますので、契約が満了したときに伐採して収益
を分収するという基本でございますけれども、今、それを伐って植えるということになかなかなら
ない場合、公益的機能の発揮を理由として、契約期間の延長等の要望があった場合は、現地の状況
を踏まえまして、契約期間の延長、伐ってしまわないであるとか、段階的に国の持分を譲渡する
ということで市町村と調整をしている状況にあるということで、その場面、場面に応じて、一律に伐
ってしまうということはしていないということでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思えます。大きなパラグラフの2の「森林・林業再生へ
の貢献」についての御指摘をいただいております。まず最初に「(1) 林業事業者の育成」でござ
いまして、地域の林業事業者の育成に資するものとする観点から、競争性、透明性を確保しつつ、
地域への貢献など、価格以外の評価を加味して選定できるように検討すべきという久米参考人から
の御指摘がございました。

それから、2つ目が、高橋参考人から、安定的発注、素材生産の生産性向上のため研修会を開催、
業務を通じた技術の向上などの分野で国有林が貢献すべきという御意見をいただいております。

これにつきましては、林業事業者育成というのは非常に大事だということでございまして、造林、
間伐等の事業発注におきましては、国の公共事業としての透明性、公平性を確保しろという観点が
ございまして、20年度以降は一般競争入札によって実施している状況にございます。

21年9月から、価格だけではなくて、技術力、創意工夫、地域への貢献等を評価する総合評価落
札方式を導入しているところでございます。更に、その導入後の実態を踏まえて、総合評価する場
合の加点する項目の充実とか、最低加点数の引き上げ等の見直しを行っているところでございま
す。

なお、事業者による事業の実施結果については、行った結果がいいか悪いかという事業成績評定
を行っておりまして、その結果も総合評価に反映させている状況にあるということでございまして、
例えば、山で火災があった場合に駆けつけていただけるかどうかとか、そういう協定とかもきちっ
と見ながらやっているということでございます。

それから、2つ目でございますが、国有林が研修会の開催等ということでございまして、当然、

事業体の育成には安定的な発注がないといけないということで、まず、これに取り組んでおります。若い方を入れようとしても、来年、再来年に事業が全くなくなるということでは雇えないということとを事業体の方からも言われておりまして、そういう意味で、整備事業の安定的な発注が大事でございます。

それと併せて、列状間伐とか路網整備、高性能林業機械との組み合わせという、現在、再生プランで言われている、低コストで高効率な作業システム、森林作業道の作設等の現地検討会は、国有林の中でフィールドを活用して実際に実施をしておりまして、非常に評価を受けていると我々は思っております。

また、民有林で実施しております路網オペレーター研修へのフィールドの提供、それから、仕様書によって実施を約定させることによります事業レベルでの実施を推進しているところでございます。これにつきましては、民有林の場合、土地の所有と立木の所有がありますので、勝手に道をつくるわけにはいきませんので、そういう意味で国有林の場所の提供というのは非常に評価を受けているのではないかと思っております。

それでは、7ページをお開きください。次に「(2) 木材の安定供給、供給調整」への御意見がございました。

吉田参考人から、国有林材の安定供給、システム販売に期待する。木材供給の仕組みや低コストな間伐方法など先導的役割を引き続き発揮して、後の森林整備の作業効率化・雇用確保に貢献すべき。

久米参考人からは、民有林からの材の供給が滞る折には積極的に出材していただき、安定供給に努めていただきたい。逆に民有林の出材が高まったときは国有林の出材を制限するなど、木材市場に大きな変動を起こさないように、安全弁としての役割を果たしてほしいという御意見がございました。

更に、高橋参考人からは、木材市況に急激な変動がある場合は、国有林材の供給量を調整したり、供給先を変えるなど、激変緩和の機能を果たしてほしい。民有林材供給は変動が激しいため、国有林が供給を調整して激変緩和することを期待するというところでございまして、国有林に対しての安定供給と、材が上がったり下がったり、不安定な現実がありますので、それに対する需給調整を行ってほしいという御意向でございました。

現状といたしましては、まず、間伐等を通じて生産された並材、低質材につきましては、国産材の需要拡大に取り組む製材工場、合板工場、集成材工場などと協定を結びまして、安定的・計画的な供給を行う安定供給システムによる販売、通常、我々はシステム販売と呼んでおりますが、これを推進している状況でございます。

また、もう一步進めまして、企画競争を的確に活用することによりまして、流通の合理化であるとか、小径木・曲がり材の利用拡大等の、さまざまな課題に対応するとともに、国有林が需要販路の確保を行って、民有林材の販路の拡大にも貢献している状況でございます。昨年から試行といたしまして、民有林と連携したシステム販売も実施しているということでございまして、これは、国有林と民有林とが隣接している場合、同じように公告をして、一緒に相手方に販売するという仕組

みでございます。

更に、次の需給調整でございますけれども、平成21年度前半の需要減退期に需要が大幅に落ちたときには、実際に著しく需要減退が生じている地域につきましては、国有林材の販売を行う委託販売や公売の数量を絞り込みまして、販売を後ろに回すことで地域の要望に応えたという供給調整を実施したところでございます。

それでは、次の8ページに行きます。3番目の項目としまして「国有林の組織・フィールド・技術力を活かした技術開発・人材育成の推進」でございます。

久米参考人から、森林づくりや木材に関する技術・知見を市町村や民有林関係者に普及してほしい。国有林が新たな技術の開発・普及を行ったり、更には技能者育成のためのフィールドの提供などを率先してやってほしい。また、民有林は、販売手法についての知見が乏しいことから、国有林からの情報提供や助言をいただきたい。

これについては、まだ育てる林業を1回目しかやっていない地域については、売った経験がないのでということで、追加の説明があったところでございます。

更に、2つ目に、河田参考人から、人材育成のため、国有林のフィールドを活用して、地方公共団体、民間林業事業体との交流、技術訓練等を進める必要がある。

更に、高橋参考人から、国有林のフィールドを活かした素材生産の生産性向上のための作業の仕組みの講習会・研修、更に、業務を通じた技術の向上など、国有林がこういったことで貢献すべきだという御意見をいただいたところでございます。

人材育成に関してでございますけれども、まず、森林管理局では森林技術センターというのがありまして、ここを中心といたしまして、大学・研究機関との連携を行って、技術開発や普及に取り組んでいるところでございます。

更に、技術研究発表会においては、かつては国有林の中の職員だけでやっておりましたけれども、現在は民間の方との共同研究とか、そういうものも発表の場として受け入れて、一緒にやっているところでございます。

更に、協定締結方式によりまして、大学や種苗組合等にフィールドを提供しているという状況でございます。

3つ目のポツですけれども、路網オペレーター研修へのフィールドの提供を現在行っております。また、23年度から准フォレストターの育成等が行われる研修に対しましては、国有林の多様なフィールドを提供し、更に講師を派遣して実施する予定でございます。

次の民有林と連携したシステム販売は、試行的に実施している状況でございます。

更に、安定供給協議会等を通じまして、民有林と情報交換等を実施している状況にあるということでございます。

次に、9ページをお開きいただきます。4番目でございます。「民有林の施業集約化にも資する森林共同施業団地の設定の推進」でございます。

久米参考人から、民有林に隣接する国有林は、是非民有林と一体的な団地を構成していただいて、競争力のある木材の搬出体制の構築に一役買っていただきたいという御指摘。

それから、河田参考人からは、流域管理システムの下で民・国が強力に連携して、森林施業の共同化、安定供給、労働者や事業者の育成・確保などに積極的に取り組んでほしいということでした。

現状でございますけれども、森林共同施業団地につきましては、平成15年に長官通知を発出いたしまして、協定を推進しているところでございます。平成22年度末で75団地を設定をいたしております。21年度末が46でございましたので、22年度末75ということで、大分馬力がかかっているという状況でございます。

それから、流域管理システムにつきましては、流域ごとの課題やニーズを把握しまして、取り組む内容を定めております流域管理推進アクションプログラムというものがございます。これは22年度からの3か年計画でございます、これを作成しまして、民・国一体となった流域管理の手法、やり方等につきまして、計画的に推進している状況にあります。

続きまして、10ページでございます。大きな3番といたしまして「大規模災害等への対応」ということです。

大規模災害等につきましては、久米参考人から、震災発生直後に局で即座にヘリを飛ばしてくれたのはありがたかった。引き続き民・国連携して治山対策をお願いしたい。

それから、高橋参考人から、災害発生時の木材等、必要な物資の供給可能量の把握と情報提供、緊急出材等への対応を行うということで、木材供給のセーフティネットの機能を果たしてほしい。更に、復興に向け、雇用を確保するため、被災者を含めた零細な素材生産業への安定的な事業の発注に期待したいということでした。

これにつきましては、前回もお話し申し上げましたけれども、激甚な山地災害等の発生時には、関係する都道府県の職員も国有林のチャーター機に乗せまして、民・国一体となった被害状況の把握、更に復旧対策に努めているところでございます。

それから、2番目でございますが、東日本大震災について、緊急に必要な仮設住宅用杭丸太につきましては、被災直後から現物で持っておりました杭丸太用原木を緊急随契という形で3月22日から販売しておりまして、4月18日までに約48万2,000本を売り払っております。仮設住宅1万2,000棟分は国有林から緊急随契で販売をしているところでございます。販売に当たりましては、実際に建てられるメーカーからの受注情報をきちっと添付して、確実に仮設住宅に使われるかどうかを確認して販売をしているところでございます。

更には、ここにはありませんけれども、国有林は山の中で仕事をするものですから、携帯電話とかが通じません地域がありますので、実は、国有林は衛星電話を持っておりまして、この衛星電話を通信手段がなくなった役場に貸し出しをして、やっとならんと連絡が取れるようになったということで感謝をされているということでもございまして、こういった活動もしておりますし、先ほど話題になりました薪ストーブも国有林の現場にはいろいろありますので、そういった形で供給をしているということでもございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。最後でございますが、4番目に「組織・要員、求められる人物像等」でございます。

まず、植木参考人から、国有林は、専門性・技術・地域の森林情報に長けたスペシャリストと、異分野間の調整等を行い、総合的に判断できるゼネラリストの双方を育成すべき。それから、民間経営のノウハウも吸収すべき。その際、地元の大学との連携は有効な手段の1つであるという御指摘がございます。

それから、河田参考人からは、生物資源である森林を現場近くで日々巡視管理する必要から、人員の確保と安定的配置、技術を伴った人材の育成が緊急の課題である。更に、国有林の現場職員が果たしてきた山守としての機能の確保方策について検討することが必要。もう一つありまして、山村地域振興のためには、山村特有の資源を幅広く活用した産業の創出が必要であり、このためには国の出先機関として存置すべき。

更に、久米参考人からは、県には、全国でも少ない林業短期大学校があり、こうした若手の林業技術者の雇用に貢献していただきたいという御指摘がございました。

これにつきましての現状でございますけれども、現在の国有林の人事ローテーションでは、多くの業務を経験させるという観点がございます、1ポストの在職期間は2～3年という状況でございます。

それから、民間派遣研修、更には民有林行政等との人事交流を実施しているところでございまして、とりわけ市町村には国有林の職員が随分出ていまして、恐らく各省庁の中でも市町村に出た経験のある職員の数が一番多いのではないかと考えております。更には、民間企業にも派遣をしているところでございます。

それから、大学との連携につきましては、信州大学農学部と中部森林管理局は2010年に、日本アルプス及びその周辺山地の森林における生物多様性保全等を担う人材育成及びこれらに関する学術振興における連携・協力に関する協定を締結ということで、国有林のフィールドを大学にきちっと使っていただくということで協定を結んでいるところでございます。

次に、2つ目でございますが、国有林の人材の育成につきましては、とりわけ地域が大事ということでございまして、本庁、森林管理局、これは全国に7つありますが、それから、森林管理署などがありまして、その下に、地域に密接したところに森林事務所がございます。こういったところに要員を配置しまして、現場に厚い形で国有林の管理経営を行っているところでございます。

それから、山守的な機能ということでございますが、これにつきましては、我々には基幹作業職員制度がございまして、基幹作業職員として、森林官の現場調査の補助作業、更には小規模分散的な造林などを行っておりまして、長年の知見を有しているわけでございますが、こういった地域に密着した知見を生かして、国有林の適切な現場管理に貢献をいたしているということでございます。

最後に、国有林野事業の職員につきましては、地元の学校の生徒を採用していただきたいという御要望ですが、我々の職員は国家公務員試験の合格者を採用しておりまして、採用数については定員の枠の範囲で政府で決定しているということでございます。

なお、採用された者につきましては、森林・林業を学んだ者が中心となっているところでございますが、久米参考人の御指摘の長野の林業短期大学校などから優先的に採用するというわけにはいきません。一応、こういう制度の中でやっているということでございます。ただ、林業の学校を卒

業した生徒が本当に林業に就職している率は非常に低うございまして、森林・林業の再生というのは、そういった意味でも非常に大事ではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

大変内容のあるところを整理をいただき、なおかつ現状の国有林がどうなっているのかということも御説明をいただきました。ただいま御説明いただき、整理されたペーパーでおわかりのように、大きな項目としては4つに整理をいただきました。1つは公益重視の管理経営、2つ目が森林・林業再生への貢献、3つ目が大きな災害への対応、4つ目が組織・要員、あるいは求められる人物像、この大きな4つのくくりでございます。小項目を含めると、全体で12ぐらいの、我々が議論すべき項目立てをしてくれております。

実は、時間がたくさんあるようで余りありませんので、それぞれ大きな項目を1つの目安にして、15分ぐらいをめどに、どこからでも結構ですが、御意見を賜りたいと、このように思っています。

今日は、委員各位から、あるいは国有林との議論を自由にお願いをしたい。それらを更にまとめた上で、次回、国有林としての整理が更に出てくる、こういうことで考えております。いかがでしょうか。それでは、早速ですが、管理経営ということに関わるところで、公益をより一層重視した、そういう在り方を求めるんだということで、具体案なり、あるいは、本当にそうかという議論も当然のようにあるかと思えます。御質問、御意見、どうぞお願いいたします。

合原委員、どうぞ。

○合原委員 私は、国有林は基本的に公益的機能の増進が一番大事だと思います。どんなに考えても、半分以上というか、6割は奥山とか、国立公園地域とか、そういうのが国民の山のイメージだと思うんです。資源林というのは、ある意味で国有林は、昔は、こう言っては何ですけども、あったものを伐ったと思うんです。それがお金になってしまって、ふわふわ言っていたんだと思うんですが、その後、植えてしまったので、うまくいかなかったというのがとても大変な状態になっているのは国有林問題の1つだと思うんです。

今後は、国有林は国の管理でも一向にかまわないんですが、私はこの前の参考人の中で一番好きだったのは長池さんの考え方で、やはりああいう形でぼーんと国有林のイメージというのを、環境省と農林水産省がどういうふうにタッグを組むか、そこは私自身はわかりませんが、そういう連携の下で、一層、本当に国民の森として機能していくというか、例えば、オーストラリアなどは、とても国有林の整備がよくできていて、国民が森に、奥山でも、ある程度のところでも近寄りやすいとか、すてきなところがいっぱいあるんですが、日本の国有林の場合は、普通の人は入れないところは入れなくなってしまうだけけれども、入れて、とても景観がいいところで、自然に優しく、そこに行けるとか、例えば、足が悪い人でも行けてしまうところなどをセットしてあげるとか、車いすでとか、そういう細やかな配慮がまだまだ日本の場合は少ないような気がする。屋久島の問題もでございますけれども、きちっと条件を決めて、1日に何人しか入れませんよとか、そういうのはいっぱい世界にはあるので、そういう管理の仕方をして、本当の意味で国民がすてきな日本の自然と向き合えるようなことをやっていただくのが、私は国民の国有林に対する一番要望で、管理という

ものは、環境省と林野庁と、どういう形でやるかというのは、そちらで御議論いただければいいのかなと思います。

○岡田部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。横山委員。

○横山委員 横山です。

私も国有林の存在意義というのは参考人の皆さんが言われたことと同感で、私も長池さんなどと同じジャンルの人間なので、やはり公益的な機能の発揮という、そこを明確にした上で、より努力をしていくというのが、日本人だれもが国有林の維持管理のために一定のお金を出していくということへの一番説得力のあるものではないかと思います。

特に「公益的機能」という言葉をわかりやすく明示していくということをいちいちやっていくいいのではないかと思います。私などが普段言っているのは、地球規模で見て、とても特殊なものがこの国にはたくさんありまして、この国に住んでいたり、あるいはその地域に住んでいると、そんなのありふれていると感じるわけですがけれども、大きな、広い目で見ると、特殊なものがたくさんあります。

例えば、島嶼にあるいろいろな森林は該当するものが多いですし、小さな地域ごとに考えにくい大スケールのものもあるんです。例えば、渡り鳥みたいなものはどこでも飛んでいるように一般の方は思うんですけども、実際に調べてみますと、ある場所をつないで、線で動いていくところは空ですけども、地面で補給をしながら動くわけですけども、その場所はかなり特定されております。そういうところの森林は地域ごとに考えていてもなかなか見えてこないだろうと思います。

それから、連続性とまとまりというのは、私は東日本に住んでおりますので、連続性が高く、まとまりを持っているというのは実感なんですが、西日本ではそれが欠けているかもわかりませんが、それでも大きく見れば、一番連続性とまとまりを持っているというのが国有林だと思います。連続性とまとまりを持った環境なので引き受けられる、いろいろな責務、あるいは機能は、民有林になかなか求めにくいと思いますので、それを明示して、だから国有林は存在しなくてはならないというふうに解説をしていくのがいいのではないかと思います。

あとは、言ってみれば、国民の基本財産のようなものが恐らく国有林だと思います。特に江戸時代ぐらいから残っている高齢級の人工林ですとか、それから、残ったわずかな高齢級の林木というものを、目先の収入とか収支で伐ってしまう、あるいは失ってしまったのは損失だと思うので、もっと価値を持つべきものを国有林の中から見つけ出して、それに価値を置いていますというふうに国民に訴えていく、そういうことをやられるといいのではないかと考えております。

例えば、木曽の檜とか、秋田杉とか、いわゆるドル箱をつくってきてくれたものは多いんですけども、そういうものもわずかになってきておりますので、そういうわずかなものを目先の収入で伐らないということをはっきりと言って価値づけていくことが大事かなと考えております。モザイク的な林分配置とか、森林の連続性を定量的にあらわす手法の開発に取り組んでいると書いてありますけれども、こういう研究を大急ぎで進めていくということで、今ある国有林が存在していること自体の価値というのを明確にしていく、そういうことに力を注ぐといいのではないかと考えてお

ります。

以上です。

○岡田部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。山本さん。

○山本教授 私は、前回の参考人の植木先生と同じジャンルの者でありまして、森林計画、森林資源管理が専門分野になるわけですけれども、前回のコメントの中で植木先生からもお話がありましたP D C Aサイクルが必要であるということの中で、特にチェックという部分が非常に重要であるにもかかわらず、なかなか行われてこなかったということ指摘しておきたいと思います。

国有林の資源管理というのは、もともと、いわゆる保続計算とか、持続性を重視した資源管理がずっとなされているはずでありまして、その計画の中では、一応、50年先まで計画をして、現在、何をすべきかという取組みをしてきたはずであるわけです。ところが、例えば、今から50年前にたてた計画と、現在、実際に伐採されている量の間にはかなり大きな乖離ができております。収入金額でも、全盛時の10分の1ぐらいになっていますかね。公益的なこととか、地域への配慮とか、いろんなことをなされた結果として、現在の伐採量に至ってきていると思うわけなんですけれども、その間のチェック、つまり、なぜこのような計画と実行量の乖離がなされてきたかということきちんとして解析し、トレースした上で、これから先のことを計画すべきであって、ちょっと表現は悪いですが、なし崩し的な伐採量の変更がなされがちであったということのを大いに反省して、これからの計画をたてておくべきだと思います。

そして、1 ページ目にありました国有林のなすべき経営の目標というのは、今、御指摘があったような公益性というか、いわゆる国土保全的な面と同時に、2つ目、3つ目では、地域への貢献、資源の供給ということも同時に使命として果たすべきことがあるわけですし、大きな2番目の項目にも連動してくるわけでありまして、やはり将来にわたって、国有林という森林資源、日本一の山持ちが、これから日本という社会にどういうふうに関与していくべきかということ、きちんとして計画をたてる必要があると思います。そういった意味で、最初に申しましたように、今までやってきたことのチェック、なぜこのような乖離が起こったかということについての整理をもう一度やっておく必要があるというのが私の申し上げたいところでございます。

以上です。

○岡田部会長 この辺りで、どうですか、意見があれば。部長、どうぞ。

○古久保国有林野部長 どうもありがとうございました。

合原委員、横山委員、山本先生からお話をいただいたわけでありまして、公益重視の管理経営というのは、私ども、国有林として、まさに貴重な区域の森林を預らせていただいております。世界遺産になっているような区域、陸域はほぼ国有林なわけでありまして、これらをきちっと管理するというのは私どもの誇りでもあるわけでありまして、これまでもいろんな区域を区分をしたり、世の中のニーズが競合する場合がありますので、やや立ち遅れた、しばらく騒ぎになってから動いたというような話題もありますけれども、これまでもきちっとやってきたつもりでございますし、これからは更に先を見て、新たな、生物多様性その他に対するニーズも非常に高まってい

るわけですので、そういった国民の期待に応えるような形で管理経営を進めていかなければいけないと、こういうふうに思います。

その際、私どものこれまでの組織のありようとして、国有林の中できちっと管理をするということでございますけれども、少し過去を振り返れば、内向きな精神があつて、自分たちできちっと管理をするんだ、さまざまなニーズが競合している中で、自分たちでうまく判断をして調整していったところが歴史的に強かったと思います。そのところは、これから、もっと国民に開かれた形で、私どもは最善の選択肢を提供する、だけれども、できるだけ幅広い意見を聞いて、判断は外の目も反映させてやっていくと、こういうことが大変重要なんではないかと思ひます。

それから、森林計画での見通しなり何なり、ここ数十年の間には非常に世の中のニーズが転換をしまひまして、一番極端なのは、昭和47年辺りに、それまで国内の森林を最大限人工林化をして生かしていかなければ、将来、木材の不足が起こるといふことであつたのが、これからはまさに環境の時代であるといふふうに転換した際に大幅な変更をしまひてゐるんですが、その際に、どこがどう変わつて、将来どうなるか、こういうことを十分分析して道を変えてきたかどうかといひますと、そこは少し足りなかつたことがあるかもしれません。いずれ、これまでの森林資源管理の流れなり転換の経過なりはまた整理をさせていただきますと思ひますし、私どももそれを見てよく考えたいと思ひます。将来に向けて生かしていきたいと思ひます。

○岡田部会長 山本先生、1つ質問ですが、3ページで、吉田参考人から、長伐期ではない方法もどうだといふことがございましたが、国有林が受け止めなければいけない公益重視と伐期、このことでは何か御意見ありますか。

○山本教授 公益の中にいろいろあるわけですが、土壌の保全とか、そういった立場からすると、なるべく森林を裸にする時間を短くして、複層林なり長伐期といふのが望ましいことではあるかと思ひますが、片方で、いわゆる炭素吸収源とか、そういったことも森林の公益性の中に含めて考えるならば、森林の持つ炭素吸収能力を高めるためには、もともと40年、50年が生産性最大としてやられてきたことでもありますので、その辺の数字が炭素固定機能から見れば望ましいことでもありますし、1つの目的に合つたからといひて、必ずしも逆の公益性と利害が一致するとは限らないといふことがあるかと思ひます。

話を膨らませてしまひますけれども、植木先生から御指摘のあつた、いわゆるゾーニングといふものの考え方についても、植木先生は国民にわかりやすくといふことをおっしゃつたわけですが、これは相反することだと思ひておしまひて、つまり、国民にわかりやすくするためには、割とシンプルに3つぐらいに分けて、こういう目的だといひてしまひるのがわかりやすいことはわかりやすいですが、実際は森林の持つ機能といふのは、1つの森林にまさに多面的な機能があるわけであり、その中のどちらを比較的強調するかといふような重みづけの、非常に微妙なバランスの中での取扱いの違いであるはずなんですけれども、それをわかりやすくしてしまひがために、ある一面だけを強調するよふな取扱いに陥りがちだと。わかりやすくするといふことと、実際に森林をよく扱うといふことは必ずしも一致しないことだと思ひます。

○岡田部会長 私も追加でゾーニングのことを聞きたかつたんですが、国有林の3機能区分といふ、

これまで民有林・国有林含めてやってきているんですが、実は、国有林では、ここにありますように、5つのタイプ、実質的なゾーニングは、これが国有林のゾーニングかなと思います。

今回、民有林については8つの機能と、これを望ましい森林状態にするのには、こういう森林なんです、そうは言っても、現状の森林としての区分、育成単層林、育成複層林、天然生林、これと関わって、こういう方向性の中で、実は森林の機能をこのようにつくっていききたいという、これはある考え方ですという宣言の仕方なんです。今のような議論を含めて、国有林の公益重視、そしてわかりやすさ、それでいて、なおかつ、CO₂の吸収源を含めると、実際のところ、5機能区分でやってきたけれども、循環林はたかだか30万ヘクタール以下ですね。こんなことを考えて、更に御意見ありませんか。

○山本教授 先ほど申し上げたことの繰り返しになるかもしれませんが、余りシンプルに分けてしまうというのは、実際の現場で扱っている人にとっては、わかりやすいことはわかりやすいけれども、実は森林というのは一つひとつ顔が違って、取扱いが違ってあるべきであって、私、大学の演習林で天然林の施業に関わった経験があるわけですが、まさに天然林まで行きますと、本当に一つひとつ、じっくり山を見ながら判断しなければいけない、そういう取扱いをしなければいけないところで、こういうタイプ分けをしてしまったときに、森林の取扱いがマニュアル化されてしまう。だれでもわかりやすいということは、だれでも同じことをやってしまうということ。これが森林を扱う上で本当に適切なことなのかということはずっとかねがね思っておりまして、森林を扱う上では、後の人の育て方にも関わりますけれども、1つの森林を長い時間見て、あるいは多角的に見た上で物事を決めなければいけないというものがあるわけです。ですから、森林を扱う側から見れば、余り単純なタイプ分けは危ない落とし穴に陥るような、そういう危惧を持っております。

○岡田部会長 大変貴重な御意見かと思えます。公益性重視で行きますと、当然のように、社会的な負担ですとか、国民全体でということがずっとこの間の議論でもあるんですが、こういう負担との関わりで、武久さん、何か御意見ありましたらいただきたいと思えます。

○武久部長 冒頭に、国有林に関して、国が一体的に管理経営していくということが書かれておりますが、そういう意味では、国有林に関して、これを国有資産として一般会計の中できちっと今後も管理運営していくということが極めて大事なんだろうと認識しております。また、そういう中で、より効率的な運営に努めた上で、コストを削減して管理運営していくことが重要なんだろうと認識しております。

○岡田部会長 公益性重視の中を考えていくと、やはり一般会計がふさわしいと。その上で、しかし、できるだけ効率だとか、コスト削減の努力というのは、いろんな局面で多分あるだろうと。

○武久部長 はい、そういうふうに考えております。

○岡田部会長 この辺り、いかがでしょうか。公益重視の管理運営に関わって、更に御意見、あるいは御質問なり、もしありましたら。

合原委員、どうぞ。

○合原委員 私、最初のときに申し上げましたように、日本の国としては、3公社5現業の中で残っているのは国有林だけなんです、国有林どうするのといった場合、私もいろいろ考えたんです

が、私、やはり森が好きなんです。森の取扱い30年やっていて、民間でもとても骨の折れるというより、好きだから、別に骨は折れないんですが、経済性はくつついてこない。なので、国有林は国の一般財政でやらないと、森が荒れてしまうし、日本は先進国の中で一番森が豊かなところ。これは日本の非常に名誉なというか、自慢できるところではないかなと思うんです。だから、それを余計にきちっとして、いわゆる木材生産というのは付随したものとして、結果的に植えてしまっているところをどうするかというのは、責任上考えなければいけないんで、それはさて置いて、6割以上はそういうところではないわけですから、多くのところを、今後は、ツーリズムとか言うと、ケバインですけれども、もっと先進国型の、きちっとした自然環境管理の中で、生物多様性も含めて、いろんな意味で、持っていくと言うとおかしいんですけども、継続していくような森を国できちっと、国民がバックアップしてやっていくという方向性が私は正しいんじゃないかと思うんです。

○岡田部会長 ありがとうございます。

そのほか、ありませんか。もしなければ、2つ目の課題でしょうか、森林、あるいは林業再生という辺り、これは貢献ということになっていますので、国有林自身のということよりは、民有林ないしは地域との関係、こんなところでの国有林の管理経営の在り方やいかんと、こういう問題でございませう。御質問、御意見、いかがでしょうか。

山本先生、どうぞ。

○山本教授 これは林野庁へのお願いになってしまうんですけども、前回も、吉田さんでしたか、国有林への依存度はどれぐらいなんですかということをお伺いしたんですが、まず、客観的な数字として、現在の国有林の木材供給が日本の木材供給に占めているシェアというか、貢献度といいますか、それは、部材といいますか、建材とか、合板とか、紙パルプとか、物によってシェアは違って来る、あるいは地域によってもそれぞれ違いがあるかと思えますけれども、そういったところの客観的な情報を1ついただけないか。そういったものを踏まえた上で、国有林が果たすべき役割を議論しなければいけないんじゃないかと思うんです。つまり、供給調整能力という要望が出てまいりましたけれども、果たして本当に国有林がそこまでパフアな役割を果たし得るのかどうかについての確認をした上で、この議論はするべきではないかと感じております。

○岡田部会長 ありがとうございます。

ここは数字が出ますね。

○川端業務課長 業務課長の川端です。

国産材の総供給量といいますか、総需要量に占める国有林材の割合は、21年度の数字ですが、約17%というのが実態でございませう。地域間でいろいろと差はございませうけれども、国有林の賦存状況ということで違いはありますけれども、トータルで見ますと2割弱というのが現状でございませう。

○岡田部会長 2割弱の数値というか、比率そのものは、この10年ぐらひは余り動いていないですね。量的にはそういうイメージを持っていただければということですか。

そのほか、いかがでしょうか。黄瀬委員、どうぞ。

○黄瀬委員 国有林には実に多くの役割があるということがよくわかったわけだと思えますけれども

も、ここでよく民・国との調和とか連携とかいうことを言われておりますけれども、材の供給で、確かに安全弁になるとか、そういったことは大切だとは思いますが。ただ、いわゆる市場価格を乱さないようにという配慮の中で安全弁ということが起こっておりますけれども、システム販売を強化することによって、そこの先が特定の大手の製材工場へ行けば、市場価格はそう乱すことはないわけでございます。

私は自分も製材工場を経営しておりますけれども、全国的に見て、昨年の公共建築物等の利用法がどんどん浸透していったとき、当然、JASの認定工場が求められると思います。ところが、御存じのように、日本は工場数から行ったら数%しか認定工場がないわけですから、零細な製材工場は自分一代で終わりだという方が非常に多うございます。したがって、工場数は減少していきますから、そういう中では、むしろ安定的な発注をどんどんしていただいていた方がいいのではないかと思えます。

国有林といいますが、全国で見ますと非常にばらつきがあるといえましょうか、東北地方が多いと思えますけれども、私たち三重県は民有林がほとんどという地域でございますので、国有林で生活している人が多いところはそうではないかもしれませんが、私たちのところはむしろどんどん出していきたいという思いがあります。

それと、これはここに載ってきていない部分ですけれども、民・国の調和、連携の中で、今、一番思いますのは、不在地主とか、あるいは放置林等が随分ありまして、地主はわかっておっても、山を売りたいという要望がたくさんあるわけですけれども、民・民同士でやっていると、なかなか正当な価格が出ない。売る方もなかなか納得しないということがございまして、こういったところは国の方で、ある程度、価格の算定の基準とか、モデルとか、そういったものを示していただいて、国が公正な価格を出せば、いろんな取引も活発になるのではないかと。そういったあっせんがどこまで可能かどうかわかりませんが、そんなことも将来的には考えていただきたいという思いを持っております。

以上でございます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

今の問題は大変難しい問題ですが、一般的に、立木価格と林地価格については、日本不動産研究所を含めて、いろんな統計資料は出ているんですが、それとは別ということですね。

○経営企画課長 実際に、現在の財務省からも、物納で山林を納められても評価ができないので、どうやって計算したらいいんでしょうかといった相談が国有林に来たことがありまして、機能、材積の求め方とか、立木価格の見方とか、そういうものはこちらでお教えした経緯があります。そういう意味では、一番知見があるのは確かに国有林ということになるかと思えますけれども、そういう仕組みが我々で出せるかどうかはまた別の次元の話もありますので、研究はしてみたいと思えます。

それから、先ほどシステム販売の話がありましたけれども、我々としては、システム販売をただ大きい工場だからやるとかということではなくて、外材から国産材に変わるとか、新たな需要を開拓してくれるとか、いわゆるフロントランナー的に、先へ行っている人を応援したいという気持ち

がありますので、まずそういうところを支援して、うまくいったら国有林は手を引いて、民有林にバトンタッチをしていきたいと、制度の趣旨としては我々はそういうふうを考えております。そういう意味で、少ないJASの認定工場が増えるようにという観点も重要な観点なので、その辺もよくよく考えて考慮に入れていきたいと思っております。

○岡田部会長 どうぞ。

○合原委員 林地の流動化については非常に大きな問題で、皆さんもいろんなところからアプローチしているんですけども、なかなか食いつけないというところがあるみたいです。民有林の例の林業再生プランの集約化の問題の中でも、絶対この問題が出てくると思うんです。なので、今後の問題として検討しなければいけないのかなとは思っております。私どもの林経協もときどき議論するんですが、結論はまだ出ておりません。

○岡田部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 前回、長野県の林務部の部長がお話ししてくださった御意見で、山本先生がまだそんなことを言っているのかというようなコメントをされていたときに、私、たまたま建築の設計者として長野県の公共建築物を手がけたことがございまして、長野県というのは、森林県ではありますけれども、林業県ではなく、大きな林業者がいらっしやらない、大きな製材所がない。山はいっぱいあるんですけども、なかなか民有林が回っていないという、本当に細かく大勢の方が持っている典型的なところでして、そんな中でも林務部があるというのは、今、全国でも珍しくなっていて、どうしても県に林務部を置かないと成り立たないような状況なんだということは、現地ではよくわかりました。

その中で、公共建築物を木造、それも地域産材でつくるというときに、民間の製材所も10何社以上協力して、一生懸命材を用意するんですけども、どうしても国有林からしか出なかったような材があるんです。特に公共建築物は、長いものとかが必要になってきまして、その後に公共建築物木材利用推進法ができて、これからますます、長野県においては、もしかしたら民有林からは出ないような材は国有林にあるということが起きてくるのではないかと思います。全国にもそういう場合があるのではないかと思います。

私は、そもそも山はみんなのものなのに、個人が持っていて、経営して回って行って、しっかり健全であれば正しいと思うんですけども、それをほったらかしておいて、不健全な状況である場合に、だれが責任を持つのかというところは大きな問題で、もしかしたら、管理をしない人には多大なる税金をかけて国が管理する、お金を全部出してもらおうぐらいのことをしなければいけないのではないぐらいに実は思っていて、要するに、国有林をしっかり経営的にも回す、そこにどんな材があって、公益的機能が発揮できながらも、木材生産というか、森林・林業ということにも大きく絡んでいるということは、もっともっと伝えてほしいことだと思っていまして、それにはやはり回るといことは示していただきたいと思っております。

○岡田部会長 ありがとうございます。

大事なところですね。そうではなくても、蓄積を維持するだけでも大変な時代に入っている中で、

国有林は古くからの経営と。しかも、先ほど合原さんから、ちょっときつい言い方だったんですけども、大変いいところを国有林はさっと所有をしたという歴史的経緯があるでしょうという話もあるように、いいものが国有林にあるというのも事実かと思います。

そのほか、いかがでしょうか。山本先生。

○山本教授 これはこの先の議論への問題提起になろうかと思って発言いたしますけれども、国有林の木材が林業とかという部分にどう関わっていくべきかという議論の中で、いわゆる需給の調整役として期待するならば、一般論として、民間に材がダブついているときは抑えて、足りなくなったときに供給しましょうということになろうかと思います。そうすると、要するに、価格が下がったときには少ししか出さずに、価格が上がったときにたくさん出しましょうというようなビヘイビアをしなければいけなくなる。そうすると、片方で一般会計という世界に入ったときにどういう構造になっていくかが気になるところでありまして、一般的には一定の決まったノルマみたいな、定額のようなものがあつたとするならば、全く逆のことをやらなければいけなくなってくるような気がしてならないわけです。

実は、私は大学の演習林に関わっておりまして、大学はつい数年前に、いわゆる国立大学から民営化といいますか、国立大学法人になってきて、その過程で、いわゆる国有財産から一般財産に変わってきているわけです。そこでの木材の取扱い方というのは、実はかなり柔軟になってきた。つまり、一定のノルマ的な木の伐り方ではなくて、翌年度等のお金の受け渡しも比較的緩やかになるし、売る人、買う人との関係も、従来の国有財産の管理と比べると比較的緩やかになってきたという経験を持っておるわけなんです。

そうした中で、今後、一般会計という仕組みの中に国有林の木材のやりとりが入ってきたときに、どのような仕組みになっていくのが非常に心配なというか、ここで言われているような安定供給への貢献という機能を果たし得るのかどうかというところが気になるところであると申し上げたいと思います。

○岡田部会長 この辺はいかがでしょうか。会計上の話と、物そのものの調整の問題というのは、実は乖離をするのではないかということですね。

○古久保国有林野部長 幾つか御意見いただきました中で、まず最初に、需給調整の私どもの能力というお話、それから、価格面に関して私どもができること、それから、前回参考人の意見では、長野県の久米さんがおっしゃったのは、実際に需給のバランスが非常に崩れたときに、民有林材が全く出てこなくて、工場が操業できなくなって非常に困ったということが背景だったようでございます。

それから、高橋参考人がおっしゃったのは、東北の合板工場がたくさん被害を受けた中で、東北での木材、丸太の生産が行き場がなくなる。そうすると、国有林の方で少し広域調整をしてもらうことができれば、値崩れがせずに助かるんだと、そういうことが考えられませんか、こういうことだったようでございます。

実際に私どもの過去にも、それほど大幅なことはできないわけですけども、といたしますのは、これまでは特別会計で単年度収支をきちっと合わせていかなければいけないということで、収入が

上がりませんと、事業の方を削って合わせる。そうしますと、必要な整備もできないということで、影響が非常に大きいわけですし、そういう意味では限度があるわけですが、可能な範囲では、年度途中で特定地域で材の供給ルートを絞ったり、また様子を聞いて戻したり、こういったことはやっています。ただ、一方で、大きな台風などがあって材が値崩れしたときに、もう少し我慢できればもっとよかったのになと、こういう経験も持っておるということでございます。

更に、これから森林・林業の再生ということで、10年間にわたって国産材の利用量をどんどん増やしていこうと、これは是が非でも実現するように政策を投入するわけですが、その過程において、アンバランスということがきつと出るんだろうと思います。その際に、同じ能力であっても、私どもが需給調整に向けて、最大限どこまでできるかというのは、より意義が深くなっているのではないかという気がいたしております。また、その中で、私どもの持っている、どんな形になるかわかりませんが、価格に関するさまざまな情報についても、国産材を安定的に利用されていく中での、何か貢献できるような情報提供の仕方とか、こういうことも模索していかなければいけないと思います。

そのことと、今後の会計制度の検討ということですが、これは確におっしゃるように、大幅にやるということになりますと、単年度の収入の予定が変わるわけですから、これは問題が起こると思います。ただ、従来の特別会計で、収入の問題と、更にそれが支出の方にも影響するという二重の関係に比べると、1つは、よりよく、よく着実な仕事ができるようにはなる。あと、その収入の年度間の関係については、そこは少し具体的に設計する中で、その機能を果たすために、年度間、年度内の収入が多少変動することに対して、どこまで対応できるかということは、併せて考えなければいけない課題だと思っています。会計制度の仕組み、更にこれから検討を進めて、また御議論いただくということでございますが、そのときの要素の1つにはなってくると思っています。

○岡田部会長 ありがとうございます。

こういう点について、少し意見をいただきたいと思います。それは、先ほどの公益性重視の管理経営の中に埋もれていた項目として、山村地域の振興等というのが1つございます。それと、ただいま議論いただきました森林・林業再生では、材の生産、量、価格、そこでの仕事ということと関わって、実は、地域にとっての国有林という角度の議論が非常に重要なことだと思っております、この辺りについて、何か議論をいただけることがありませんでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 国有林の存在というのは、私たちのまちも、全体の面積の80%は森林、その中の80%は国有林でありますから、水源涵養なり、自然生態系を確保するという面からも、公益重視の経営をやっていただくというのは非常にありがたいと思っております。そういう面で、私どもは、地域資源としてこれを生かした中での地域づくり、まちづくり、まちおこしということに、森林整備部長が森林管理局の局長時代もいろいろ御指導いただいたわけでありまして、そういう観点の中で今、取り組んでおるわけでありまして、御支援、御指導いただいております。

そういう面で、公益重視になればなるほど、国民的コンセンサスをいただくという面で重要な分

野になると思っっているんですが、もうちょっとそういった面を国民にしっかり呼びかけて、これは当然一般会計でやるべきだということをもっとアピールしてもいいんじゃないか。そういう面から、私たちは国有林が地域の森林・林業の、言うならば再生に大きく関わっていただきたいし、また、関わってきていただきました。それが行財政改革の下で、一番大きな営林署はなくなりまして、非常に活力を失ったという実態もございます。

私たちは、林業労働者の確保という面からも、公益重視の取組み等々から、それからまた的確な施業管理の中で、いろんな面での地域の経済の活性化に向けた貢献をもっと積極的にやっていただくことが、今でもやっていただいているんですけれども、なおかつそういう方向性をさせていただくことこそが、民と国有林との関連からすると、非常に大事な分野になっていくんじゃないか。

もう一つは、国有林をフィールドとして、いろんな技術的な取組みを、先進的な、あるいは先導的な役割を担っていただくということが、また非常に期待をしてやまないと、こういうことでもございます。特に地方においては、中山間地域においては、国有林の役割と、その機能は非常に重要だと。そういう面で、今、岡田先生おっしゃいましたように、山村振興につながる、そしてそれが地域経済の活性化につながる方向づけを更に強化いただくと非常にありがたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡田部会長 大変抑制の効いた御発言で、ありがたいと思っっていますが、もう一つ、ここに出てきています重要な点は、5ページ目なんですけれども、「地域との信頼関係」という言葉があります。これが出てくるということは、どこかに大変危ういなという見方ないしは、そうではない側面が問題点として具体的にあるのかもしれませんが、そんなところを踏まえていただいて、更に前田委員から、この辺りのことを話題提供いただければありがたいかなと思ひます。

○前田委員 我々は、言うならば、国有林分野とのつながりなくして地域のまちづくりなり、地域づくりができ得ない関係にありますし、また、これから、そういう形の中でお互いのパートナーシップというものを発揮していくことこそが、ある面では、国民的コンセンサスを得るだけの役割を担えることにつながっていくんじゃないか。国有林が1つの公益機能を持つておることを積極的にいろんな角度からアピールしているというか、そういう取組みの中で地域おこしをしていく、国民的コンセンサスを更に確保していくという形づけを今、やっているということでございまして、それを森林管理局なり、森林管理署等々がフォローアップしていただいている。ある面ではリードしていただいていると言っっても、その形の中で、民と官がうまく共有しながら、民の活力をどんどん引き出していただいている、陰に陽にそれをやっていただいているという関係をつくっていただいている、そういう関係で今までやってきているということでございませう。

○岡田部会長 所在する地域ないしは自治体への責任ということ踏まえた、それでいて背景は、国民的な支援を受ける国有林がきちっとできるかどうかということだということですね。

この辺り、地域との関係で、もう一方、二方、どうぞ。

○合原委員 私の地域は比較的国有林は少ない地域です。しかし、素材生産などが非常に活発な地域なもので、国有林のお仕事をしていらっしゃる方は多いんです。何を言いたいかというと、私も所有者のグループは、今、林野庁にもいっぱいいらっしゃるんですけれども、地元の森林管理署

長とかになった方々と交流して、情報交換などをしていました。しかし、国有林がシステム販売を始めたころ、私どもは全然構わないと思っていたんですが、地元の木材関係、例えば、原木市場だとか、木材協同組合だとか、そこら辺は若干、ワンクッション、ツークッション、森林管理署と間を置いた関係になっているというのが事実でございます。しかし、素材生産で木を伐っていらっしゃる方たちは、国有林のお仕事の方が、入札して取って、年間のスケジューリングがしやすいんです。極めて技術的に高いグループの人たちは、ある程度国有林の仕事を取って、その合間に民有林の仕事をしていくというスケジュールを立てて、そういう意味では、私どもの地元では、国有林は民間の素材生産事業体の育成にものごくバックアップしていると思います。林道の技術研修だとか、列状間伐、いい悪いは別にして、いろいろな形の技術研修を最近オープンにしていますので、そういう意味ではとてもいいと思います。

でも、1つだけ、私、こちらの方には余り入りたくなかったんですけども、いわゆる国産材の需要と供給の関係については、私ども、実際に命に関わるのでとても敏感なんですけど、できたら国有林は丸太の段階で売っていただきたい。そうすると、自動的に供給調整、需給調整が民間の市場レベルでできてくる。市場のどこがおかしいかを把握しやすくなるんじゃないかと思う。システム販売は別にしてですね。

システム販売の場合も、需給調整のときに、一回、リーマンショックの後に、とても大変な、九州は結構ロットが大きいですから、民間からのいろいろなストレスがあったんです。それをどうやって解決していくかが今、私どもの命題としてあるので、そこのところも国有林の方と一緒に考えていきたいと思っています。地元というか、民間と国有林との連携みたいな形を是非よろしくお願ひしたいと思っています。

○岡田部会長 大変重要な御指摘かと思ひます。いろいろな形で地域そのものを支援する業者を守っていく仕組みをきちっとしていくためにも、ただ単に立木販売だけではなくて、素材の段階での販売の仕組みをもう一度きちっと、地域と関わって考えてみるという側面がありやしないかということですね。

○経営企画課長 合原委員がおっしゃったリーマンショックのときの状況は私も十分把握してしまひして、今のところ、国有林材のそういう場合の需給調整は、要請に基づいて、マニュアル的にやっているわけではないんです。そういう意味で、本格的にそういうものやっいていこうとすれば、仕組みの構築とか、そういうものをきちっとしてからでないといけませんので、例えば、価格の把握の仕方とかも、もうちょっときちっと抑えてやっいていくことが大事だと思ひます。

それから、地域の話で、我々、事業の発注も、全部丸抱えするのではなくて、この間、吉田委員もおっしゃっていましたけれども、3分の1ぐらいあると、経営的には非常に安定的に回せるというベースがありますので、そういう意味で、そういう安定的な発注、年度ごとの発注もありますし、年の中の時期の問題とか、安定には5つぐらい意味がありますので、それをきちっとやっいていくことが大事だと思ひます。

合原委員に言われて、我々も非常に反省しなければいけないなと思ひるのは、確かにかつての地元のつき合いと比べて、システム販売で売り先が決まっていますので、地元の方々と会話が少し薄れて

いるのかもしれませんが、そういう意味では、署長とか職員に、地元との、会う回数とか、いろんな情報交換の場をもうちょっときちっとやっていくというのは、地元の信頼関係という意味では非常に重要なことということで、参考にさせていただきたいと思います。

○岡田部会長 部長、どうぞ。

○津元森林整備部長 しばらく九州の話題が出まして、私も2年九州におりまして、1点目の前田町長は、綾で綾プロというものをやりながら、山村振興に直接結びついたかわかりませんが、地域のニーズを、局もきちんと国有林の中のニーズということをとらえて、単独ではなくて、県や市町村や地元の自然保護団体と一緒に、共通の問題意識を持とうと、毎月1回は局の人間も必ず綾に行って会議をしている、いろんなことを提案するというので、労力は要りますけれども、地域振興に関わる大切な大きな御指摘だと思っています。

それから、合原委員の言ったリーマンショックのときも、ちょうど私、九州の局長におりまして、地元の市場の人たちが、国有林けしからんと、私のところに大勢押しかけていらっしやいました。実は、いろんな誤解もあって、国有林の材は基本的にB材といって、小曲がり材か曲がり材を中心に売ってまして、基本的には地元の市場の人たちが、直材でないと売れないといったものを中心に、いわゆる集成材用としてシステム販売をしたわけです。いわゆる低質材の新規需要の開発ということで、地元の市場が受け取ってもらえないようなものを、システム販売という形で大量に出したというのが真実の姿で、そういうことを、いらしたときに、国有林は直材を売っているわけではなくて、市場の関係というものも考えているんですよ。

リーマンショック以降は、大手のところはむしろ供給量が足りない、システム販売については国有林ももっとちゃんとくれというような、価格はともかく、まさか局長、量を減らしませんよねと、一般の市場で起きているのと違うニュアンスが随分ありまして、意見調整に苦労しましたけれども、実は、そうやって押しつけてきたことが契機で、国有林のやろうとしていること、それから民間の考えていることが一定程度理解ができたのではないかと。

木材販売については、我々は山元還元ということを第一に一生懸命いろんな取組みをしていることについても、若干誤解を与えていたこともあったし、そういった1つの事件というか、事案を基に、国有林のいいものは評価してもらおうし、民有林に対する配慮も、市場等への配慮もこういう分野はしなくてはいけないんだと、あの事件でこういう意識を基にしました。いずれにしても、一般会計化の検討の中では、いろんな溝を十分に埋めるチャンスではないのかと思いました。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、時間のことをちょっと気にしておりまして、4番目を少し議論いただきたいと思いません。国有林組織と地域、そして人材育成、求められる人物像、この辺りのこととございます。重要な意見としては、代表的なことがここに既に出されているかと思いますが、追加で、ないしは違う局面でということがあれば、お願いしたいと思いません。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 横山です。

今の組織や求められる人物像というのと、先ほど津元さんがおっしゃったことと、とても関連が

あるので、4ページ目と併せて見ていただければと思うんです。4ページ目に赤谷の森というのが出てくるんですが、前田町長のところでやらせていただいている綾プロジェクトが西日本のモデルで、この赤谷プロジェクトは東日本のモデルということで、群馬県でやらせていただいているんです。山村であるところもあり、あるいは国有林に囲まれている市町村に元気と活力を提供し、私たちもそれをいただくということをやっているんです。

先ほど長野県が森林県であっても林業県でないというお話がありましたけれども、これは群馬県でもとてもよく聞く決まりフレーズです。山村でも、過去の国有林の山林作業に関わってきた人たち以外、ほとんど森のことにつき合えば関心もない、そういうところで、局や署の方々と、私たちのような公益法人と、それから、都市住民の方たちもサポーターという形で大勢見えますけれども、やはり地域の住民の人たちに参加をしていただいて、最近では市町村との共同作業を何かしようということになってきました。そういう開かれた国有林ということを書いていき、流域一まとまりの森林の中で、利用もするし、自然の修復も自然再生もするし、生態系サービス力を最大化させていくということを目指しているところなんです。

局や署のスタッフの方々は、それに常につき合わなくてははいけません。普通の方々が相棒ですから、活動日は土日、祝日当たり前。国家公務員の方々に、ほかに重要な仕事もある中で、かなりの時間を注ぎ込まなくてははいけません。その人たちも、11ページにあるような2～3年のローテーションで回っていくんですけれども、許認可のような仕事でない仕事、赤谷プロジェクトのような仕事についている人間には余りにも短過ぎて、「信頼関係」という言葉がありましたけれども、信頼というよりは、どういう人間かということを知り合う前に異動の日が来る、そういうことになりかねない状況なんです。

したがって、これは林野庁の方々だけで決められないのかもしれませんが、今、公務員の人事制度が変わる中で、現場で国民に直接会って、いろいろな仕事をしなくてははいけない人たちの仕事の仕方というか、在任期間をできるだけ伸ばす、最低でも5年から7年ぐらいをかけた方がいいのではないか。

信頼関係というのは、組織対国民という形で得ていくものだと思いますけれども、その重要な要素は、その組織を代表して出てくる人たちのやる気とパーソナリティなんです。なので、コミュニケーション能力、あるいは地道なことでもまめにせつせとやるという人たちをつくっていくためにも、余り短過ぎるローテーションはよくないと思います。それから、人の前に行って、自分たちは何をしているのかということを知ってもらう人々を評価する評価基準みたいなもの、あるいは価値、そういったものをうまくつくっていくことをやらなければいけないのではないかと思っております。

ここで長池さんも赤谷プロジェクトみたいなものを全局につくっていくべきだとおっしゃっているのは、自然を修復をして生態系サービス力を供給する力を増やそうというだけでなく、直接国民と力を合わせられる林野庁の職員をつくっていくためにとっても大事だからなのではないかと思っております。

時間がなくて恐縮なんですけれども、林業だけでなく、自然とか、自然情報について、きちんと

とトレーニングされた職員を増やしていかななくてはいけないので、是非研修制度みたいなものも併せて充実させていくことを検討されたらいかがかなと思っております。

○岡田部会長 今の件で言いますと、ここにありますように、基幹作業職員という方々は地元の方々が中心で、そのほかに、ここにあるような森林官もきちっと5年から7年ぐらいはいて、その上で地域との関係を、地元の人任せにしないでということですね。

そのほか、いかがでしょうか。上安平委員。

○上安平委員 今、横山さんや岡田先生がおっしゃったこととほぼ同じなんですけれども、私もこの間、参考人の方々の御意見を伺っております、スペシャリストとゼネラリスト、両方必要ではないかと植木先生がおっしゃったのは非常に共感したんです。特に林業とか、国有林とか、山仕事そのもののスパンが、やはり普通の仕事とはちょっと違うのではないかと。地域に根差してこそその仕事ですので、そういう意味では、ゼネラリストもいらっしゃっていいんですけれども、スペシャリストも是非いてほしいなという気がするんですが、現状というところを拝見しますと、1つのポストの在職期間は2～3年という状況ですと、さらっと言っているのは、つまり、それはもう不可能だということなんでしょうか。

ゼネラリストに対する評価システムは日本はととてもよくできていると思うんですが、スペシャリストに対する評価が、これは公務員に限ったことではございませんけれども、評価するシステムがどこでもできていないからなのかもしれませんけれども、率先して、こういう特にスペシャリストが必要な分野でやっていただきたいなという気がするんでございます。

○岡田部会長 この段階でコメントがありますか。要請はいっぱいしていますし、これまでもいろんな局面で出ていますよね。

○経営企画課長 はい。なるべく署長も長くということで、少し長く置くようには配慮しているんですけれども、発注とかの業務が関わると、余り長期間在職するといろいろ問題があるということもありまして、さらっと書いています。例えば、国有林の仕事でも、治山とか、土木系は土木系とか、畑がいろいろあって、代わるけれども、ずっと同じ仕事をしているという意味ではスペシャリストはいるんですけれども、その部分と、地域に長くいるという話はまた別の視点でございまして。それと、さっきの発注の話は、横山さんが言っている分野とまたちょっと違う分野もありますし、何と云っても我々の仕事が、環境省的な部分もあるし、経産省的な部分もあるし、国交省的な部分もあるので、森林の多面的機能と一緒に、我々の人材も多面的な分野もありますので、スペシャリストとゼネラリストでどういうふうに持っていかっていくというのは非常に大きな課題だということで、参考人の方からの御意見も踏まえて検討していく課題だと理解しております。

○岡田部会長 ありがとうございます。

もう一つ、3番目の項目でございしますが、大きな災害との関係での国有林の役割、あるいは国有林に期待する、そういうことで、本審のところでも、それから、先ほどの御挨拶でも、長官から、今回の災害を契機に、森林・林業の再生プランとの関係が非常に密接であると。両方ならみつつ、同時並行で実現していくべき非常に重要なことなんだという理解を示していただきました。

この林政審議会も、災害が起こってすぐの、余り間がなかったと思いますが、議題に入れていた

だいて、いち早く皆さんからも意見交換をしていただき、意見をさまざまいただいたという経緯が、この性格づけをよく示しているのかなと私も思います。残念ながら、今日、これ以上時間を延長してということにならないような気もいたしますので、3番目については、どうしてもこの件についてだけ触れてみたいという方がおりましたら御意見をいただいて、できましたら、次回、震災で国有林が、これまでも大変大きな役割を果たしてまいりましたが、なお、緊急的な対応以外に、復旧から復興へと、こういう角度に向けて、国有林は一体何をすべきか、何ができるのか、あるいは組織的ではないにしろ、あるいはいろんな局面、局面で地域性も踏まえつつ、こんなことを、できましたら次回集中して議論をさせていただければありがたいと思っております。

そのことは、単に短期的な震災対応の国有林野のありようということではなくて、先ほど私、本審のところでも申したんですけれども、国のいろんな機関は、県があって、これをしなさい、してほしいと、こういう角度が大変多いですね。それから、県は市町村があって、市町村にこれをしてもらわなければいけない、これをお願いしますということ。ところが、現状、現場は、その市町村がないわけです。そういうところが今回たくさん出てきたわけです。そうすると、残念ながら林野以外の国の組織も、県の組織も、余り機能しなかったし、右往左往しているというのが実態だと思うんです。

そういう中で、実は国有林野の組織というのは、地べたにきちっと、土地まで持っていますし、森林を持って、いろんなことができます。人もそこに張りついている。こういうことで、本当に大事な組織であったということを改めて感じておりますので、震災対応だけではなくて、これから先の国有、国営であることの今日的な改めての意義も踏まえつつ、実は、次回にこんなことを議論させていただければありがたいなど、このように思っております。

それにしましても、これだけはこの場で言うておきたいということがありましたら、大きな災害との関係で国有林やいかんと、これはいかがでしょうか。どうぞ。

○横山委員 座長の御期待とちょっとずれているかもわかりませんが、国有林が何ができるかというのは次のときにもっと詰めていくということは賛成です。それまでに私もちょっと勉強しておきたいなと思っているのは、例えば、今回、津波で大変な被害があったわけですが、防潮林がほとんどなくなってしまったりしているところも多いと思います。こういうものの効果と限界をうまく示すということについて、是非国有林で率先してやっていただけないか。

つまり、きちっとした防災論を組み立てるということをやっていく先駆けになるのではないかなと思うんです。ここまでは効果があります、ここからはもう無理ですということを明確にして、避けられるものはうまく避け、あきらめるべきものは、うまく逃げて被害を最小にとどめるということをしていかなければ危ないのではないかな。どこかの組織のように、絶対安全ですと言い切ったことが今回のようなものすごい被害を生み出したのではないかと私は思っているの、防潮林だけではないかもわかりませんが、治山設備のようなものについても、効果と限界をいかにうまく普通の人たちにお示しをして、そういうことを示すことで地域の今後の土地利用計画に自然性を踏まえた有用な情報を提供していく、それを林野庁の仕事として考えられるというのは、将来世代のためのもとても大事な仕事ではないかと思っております。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、次回は、震災対応ということで、ただいま横山委員からも大変いい意見をいただきました。さまざまな資料を御用意いただいて、少し本格的に議論をするという会を一度持ちたいと、このように思います。

それに関わって、1つ御提案でございます。これまで、それこそ言葉が随分使われ過ぎて、余り使いたくないんですが、「想定外」の規模の災害を受け、それに対して国有林野はいかに対応できるか、すべきか、そういうことを議論するということになりますと、少し国有林部会の部会員を補いたいなということを感じております。これにつきましても、もしこの場で認めていただければ、その人選等については、私と事務局に任せていただきまして、次回はその方を含めた形で、是非とも震災との関連で国有林部会を開催したいと、このように思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田部会長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第4回目でしたが、「国有林部会」を閉会にしたいと思います。今日の議論についても勿論、次回については、整理した形で皆さんに御提供できると、このように思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○経営企画課長 それでは、部会長からもございましたけれども、次回、第5回の「国有林部会」は5月20日金曜日、林政審の本審終了後、午後4時から、当会議室において開催いたしたいと思っております。議題は、本日までの議論の内容の整理と、先ほどありました大規模災害時における国有林としての人的・物的支援の在り方をテーマにしたいと思っております。

本日は大変お忙しい中、熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。